

令和6年9月定例会

議案説明資料 予算に関する説明書

(令和6年度9月補正予算等関係)

子ども家庭部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

令和6年9月定例会議案説明資料目次

子ども家庭部

【予算関係】
(一般会計)

議案番号	件名	課名等	頁
第1号	令和6年度鳥取県一般会計補正予算(第2号)		
	1 補正予算説明資料	(総括表)	3
		子育て王国課	4
		総合教育推進課	5
2 歳入歳出事項別明細書		7	
3 節の明細		10	
4 債務負担行為に関する調書	家庭支援課ほか	11	

【予算関係以外】
(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第3号	鳥取県附属機関条例の一部を改正する等の条例	子育て王国課	13
第4号	鳥取県特定個人情報利用及び提供に関する条例及び鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	家庭支援課	17

(報告)

報告番号	件名	課名等	頁
第3号	議会の委任による専決処分報告について (5) 子育て王国とっとり条例の一部を改正する条例(令和6年8月28日専決)	子育て王国課	19
第5号	公立大学法人公立鳥取環境大学の業務の実績に関する評価について	総合教育推進課	21
第9号	長期継続契約の締結状況について	子ども発達支援課ほか	22

議案説明資料総括表

子ども家庭部（単位：千円）

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫	起債	その他	一般財源	
(一般会計) 子育て王国課	9,228,095	20,312	9,248,407	0	<8,500> 17,000	0	3,312	県費負担 11,812
総合教育推進課	4,123,515	38,573	4,162,088	5,721	0	0	32,852	
合計	19,339,579	58,885	19,398,464	5,721	<8,500> 17,000	0	36,164	県費負担 44,664

(注)起債欄の上段< >書きは、交付税措置を除いた金額である。

県費負担額は、起債欄の< >書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

【説明】

- ・こどもの国管理運営費
- ・(新)鳥取県児童福祉審議会設置運営費
- ・私立学校教育振興補助金
- ・不登校対策事業

令和6年度一般会計補正予算説明資料

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

1 目 児童福祉総務費

子育て王国課（内線：7573）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
こどもの国管理運営費	143,997	19,704	163,701		<8,500> 17,000		2,704	県費負担 11,204
トータルコスト	補正前：147,910千円（0.5人）、補正：20,487千円（0.1人）、計：168,397千円（0.6人）							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

鳥取砂丘こどもの国は、自然とのふれあいや遊びを通じて子どもたちが憩い楽しめる場を提供することで、児童の健全な育成に資することを目的として設置している。これらの設置目的を実現し、魅力ある施設運営を実施するため、施設の修繕を実施する。

2 主な事業内容

専門業者の定期点検において指摘のあったこどもの国の木製塔遊具のロープネットの摩耗・断線、錆び塗装剥離及びネットと支柱を繋ぐシャックルの摩耗について、利用者の安全に支障が生じる恐れがあるため改修する。

子育て王国課（内線：7192）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（新）鳥取県児童福祉審議会設置運営費	0	608	608				608	
トータルコスト	補正前：0千円（0.0人）、補正：1,391千円（0.1人）、計：1,391千円（0.1人）							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

これまで鳥取県社会福祉審議会において調査審議していた児童福祉に関する事項等をより専門的に調査審議するため、鳥取県児童福祉審議会を新たに設置する。

2 主な事業内容

児童福祉に関する事項等を調査審議するため、鳥取県児童福祉審議会を設置し運営する。

（注）起債欄の< >書きは交付税措置額を除いた額である。

県費負担額は、起債欄の< >書きの金額に一般財源の金額を加算した額である。

令和6年度一般会計補正予算説明資料

2 款 総務費

1 項 総務管理費

8 目 私立学校振興費

総合教育推進課（内線：7022）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
私立学校教育振興補助金	1,972,780	32,549	2,005,329	5,721			26,828	
トータルコスト	補正前：1,978,258千円（0.7人）、補正：33,332千円（0.1人）、計：2,011,590千円（0.8人）							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

私立学校の教育条件の維持向上、保護者の教育負担の軽減及び学校経営の安定化を図り、各私立学校の特色のある取組を支援するため、運営費の一部を助成する。

2 主な事業内容

(1) 私立学校教育振興補助事業

私立高等学校及び中学校の生徒数が当初予算時の想定を上回ったことによる増額補正である。

細事業名	内容	予算額
私立高等学校教育振興補助金	一般分（人件費、教育管理費、設備費）に係る補助 （生徒数3,703人（当初予算）→3,726人 23人増）	7,126
私立中学校教育振興補助金	一般分（人件費、教育管理費、設備費）に係る補助 （生徒数323人（当初予算）→375人 52人増）	19,054

(2) 心豊かな学校づくり推進事業

外部人材活用の推進など、各校の特色ある取組にかかる国庫補助単価の増等による増額補正である。

細事業名	内容	予算額
心豊かな学校づくり事業補助金	私立中学高等学校の特色ある次の取組への支援 ・次世代人材育成（英語教育強化、外国人入学生受入） ・教育相談体制整備（スクールカウンセラー配置） ・外部人材活用（教員業務支援員、部活動支援員）など	6,369

3 その他（改善点等）

平成19年度に単価方式に変更して以降、概ね3年ごとに学校経営の実態に基づき、単価を見直している。

令和6年度一般会計補正予算説明資料

2 款 総務費

1 項 総務管理費

8 目 私立学校振興費

総合教育推進課（内線：7022）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
不登校対策事業	29,397	6,024	35,421				6,024	
トータルコスト	補正前：30,963千円（0.2人）、補正：6,807千円（0.1人）、計：37,770千円（0.3人）							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

誰一人取り残さない学びの環境づくりの推進のため、児童生徒、保護者のニーズに応え学びの選択肢を提供するフリースクールを運営する事業者を支援することにより、不登校児童生徒に対する教育の機会を確保する。

2 主な事業内容

補助要件を満たすフリースクール3施設が新たに認定を受ける見込みが立ったことから、多様な学びの場の充実を図るため予算を増額する。

細事業名	内容	現計 予算額	補正 予算額	補正後 予算額
鳥取県フリースクール連携推進事業補助金	「不登校児童生徒を指導する民間施設のガイドライン」に沿ってフリースクールを設置運営する事業者に対して、運営費等の助成を行う。 ・補助率：1/2 ・上限額：1施設4,000千円	21,943	6,024	27,967

3 その他（改善点等）

平成26年度から、フリースクールの教育的意義等を踏まえ、フリースクールの運営者に対して補助を行い、令和5年度には、十分な相談、支援体制の充実のため補助上限額を拡充し、学びの環境の場の充実を図っている。（令和6年9月時点対象施設：9施設）

令和4年度の児童生徒の問題行動・不登校調査の結果によると、認知されている不登校は全国・県内とも過去最多となった。人と人との距離が広がる中、不安や悩みを相談できない子どもたちが増えた可能性があることが指摘されており、フリースクールなど多様な学びの場の更なる充実を図る必要がある。

令和6年度 一般会計補正予算(第2号)歳入歳出事項別明細書(子ども家庭部)

(単位:千円)

款 項 目 節	2 款 総務費									
				1 項 総務管理費						
							8 目 私立学校振興費			
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1 報 酬	3,155		3,155	408		408	408		408	
2 給 料	34,542		34,542							
3 職 員 手 当 等	18,641		18,641							
4 共 済 費	12,511		12,511							
職員に係るもの(給与費)	12,189		12,189							
賃金に係るもの(その他)	322		322							
5 災 害 補 償 費										
6 恩 給 及 び 退 職 年 金										
7 報 償 費	8,640		8,640	7,985		7,985	7,985		7,985	
8 旅 費	1,659		1,659	814		814	814		814	
費用弁償	587		587	410		410	410		410	
普通旅費	662		662	404		404	404		404	
特別旅費	410		410							
9 交 際 費										
10 需 用 費	1,344		1,344	100		100	100		100	
食 糧 費	130		130	30		30	30		30	
その他の需用費	1,214		1,214	70		70	70		70	
11 役 務 費	571		571	70		70	70		70	
12 委 託 料	3,899		3,899							
13 使用料及び賃借料	700		700	40		40	40		40	
14 工 事 請 負 費										
15 原 材 料 費										
16 公 有 財 産 購 入 費										
17 備 品 購 入 費										
18 負担金、補助及び交付金	4,251,163	38,573	4,289,736	3,617,450	38,573	3,656,023	3,617,450	38,573	3,656,023	
19 扶 助 費										
20 貸 付 金										
21 補償、補填及び賠償金										
22 償還金、利子及び割引料	20,000		20,000	20,000		20,000				
23 投 資 及 び 出 資 金										
24 積 立 金										
25 寄 付 金										
26 公 課 費										
27 繰 出 金										
予 備 費										
計	4,356,825	38,573	4,395,398	3,646,867	38,573	3,685,440	3,626,867	38,573	3,665,440	
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	1,456,054	5,721	1,461,775	1,451,856	5,721	1,457,577	1,451,856	5,721	1,457,577
	地 方 債	22,000		22,000						
	そ の 他	335,979		335,979	416		416	416		416
	一 般 財 源	2,542,792	32,852	2,575,644	2,194,595	32,852	2,227,447	2,174,595	32,852	2,207,447

令和6年度 一般会計補正予算(第2号)歳入歳出事項別明細書(子ども家庭部)

(単位:千円)

款 項 目 節	3 款 民生費									
	2 項 児童福祉費						1 目 児童福祉総務費			
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1 報 酬	244,907	608	245,515	244,744	608	245,352	234,717	608	235,325	
2 給 料	1,178,266		1,178,266	1,178,266		1,178,266	1,178,266		1,178,266	
3 職 員 手 当 等	782,683		782,683	782,683		782,683	782,683		782,683	
4 共 済 費	456,003		456,003	456,003		456,003	455,890		455,890	
職員に係るもの(給与費)	426,317		426,317	426,317		426,317	426,317		426,317	
賃金に係るもの(その他)	29,686		29,686	29,686		29,686	29,573		29,573	
5 災 害 補 償 費										
6 恩 給 及 び 退 職 年 金										
7 報 償 費	51,461		51,461	46,924		46,924	14,422		14,422	
8 旅 費	26,509		26,509	23,935		23,935	16,649		16,649	
費用弁償	10,787		10,787	10,669		10,669	9,831		9,831	
普通旅費	11,364		11,364	10,001		10,001	4,268		4,268	
特別旅費	4,358		4,358	3,265		3,265	2,550		2,550	
9 交 際 費	100		100	100		100	100		100	
10 需 用 費	109,149		109,149	106,177		106,177	12,975		12,975	
食糧費	622		622	544		544	326		326	
その他の需用費	108,527		108,527	105,633		105,633	12,649		12,649	
11 役 務 費	20,413		20,413	18,095		18,095	8,605		8,605	
12 委 託 料	2,732,803	19,704	2,752,507	2,701,157	19,704	2,720,861	583,909	19,704	603,613	
13 使用料及び賃借料	45,325		45,325	42,855		42,855	18,948		18,948	
14 工 事 請 負 費	437,401		437,401	437,401		437,401	26,845		26,845	
15 原 材 料 費										
16 公 有 財 産 購 入 費										
17 備 品 購 入 費	23,154		23,154	23,154		23,154				
18 負担金、補助及び交付金	7,749,569		7,749,569	6,426,323		6,426,323	5,057,532		5,057,532	
19 扶 助 費	243,403		243,403	242,240		242,240	132,021		132,021	
20 貸 付 金	19,680		19,680	19,680		19,680	19,680		19,680	
21 補償、補填及び賠償金										
22 償還金、利子及び割引料	496,265		496,265	496,265		496,265	496,265		496,265	
23 投 資 及 び 出 資 金										
24 積 立 金	10,049		10,049	10,049		10,049	10,049		10,049	
25 寄 付 金										
26 公 課 費	47		47	47		47				
27 繰 出 金	2,528		2,528	2,528		2,528				
予 備 費										
計	14,629,715	20,312	14,650,027	13,258,626	20,312	13,278,938	9,049,556	20,312	9,069,868	
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	1,576,733		1,576,733	1,534,092		1,534,092	447,491		447,491
	地 方 債	464,000	17,000	481,000	464,000	17,000	481,000	77,000	17,000	94,000
	そ の 他	1,149,619		1,149,619	1,149,619		1,149,619	741,408		741,408
	一 般 財 源	11,439,363	3,312	11,442,675	10,110,915	3,312	10,114,227	7,783,657	3,312	7,786,969

令和6年度 一般会計補正予算(第2号)歳入歳出事項別明細書(子ども家庭部)
(単位:千円)

節	款 項 目	子ども家庭部 合計		
		補正前	補正額	補正後
1	報酬	250,618	608	251,226
2	給料	1,224,322		1,224,322
3	職員手当等	807,983		807,983
4	共済費	473,021		473,021
	職員に係るもの(給与費)	442,691		442,691
	賃金に係るもの(その他)	30,330		30,330
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	報償費	60,778		60,778
8	旅費	28,695		28,695
	費用弁償	11,446		11,446
	普通旅費	12,277		12,277
	特別旅費	4,972		4,972
9	交際費	100		100
10	需用費	111,422		111,422
	食糧費	754		754
	その他の需用費	110,668		110,668
11	役務費	21,625		21,625
12	委託料	2,798,323	19,704	2,818,027
13	使用料及び賃借料	46,080		46,080
14	工事請負費	437,401		437,401
15	原材料費			
16	公有財産購入費			
17	備品購入費	23,154		23,154
18	負担金、補助及び交付金	12,129,402	38,573	12,167,975
19	扶助費	378,086		378,086
20	貸付金	19,680		19,680
21	補償、補填及び賠償金			
22	償還金、利子及び割引料	516,265		516,265
23	投資及び出資金			
24	積立金	10,049		10,049
25	寄付金			
26	公課費	47		47
27	繰出金	2,528		2,528
	予備費			
	計	19,339,579	58,885	19,398,464
財 源 内 訳	国庫支出金	3,104,791	5,721	3,110,512
	地方債	486,000	17,000	503,000
	その他	1,485,615		1,485,615
	一般財源	14,263,173	36,164	14,299,337

節 の 明 細

項 目		金額（千円）等
2 款 総務費		
1 項 総務管理費		
8 目 私立学校振興費		
負担金、補助 及び交付金	鳥取県私立高等学校教育振興補助金	7,126
	鳥取県私立中学校教育振興補助金	19,054
	鳥取県心豊かな学校づくり推進事業補助金	6,369
	鳥取県フリースクール連携推進事業補助金	6,024
3 款 民生費		
2 項 児童福祉費		
1 目 児童福祉総務費		
報酬	鳥取県児童福祉審議会委員	13人

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	課 名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備 考	
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源		
							国庫支出金	地方債	その他			
令和6年度 児童相談所費	家庭支援 課	千円 36,507		千円	令和7年度から 令和9年度まで	千円 36,507	千円	千円	千円	千円	36,507	給食調理等業務 の委託(倉吉児 童相談所)
令和6年度 喜多原学園管理運営費	家庭支援 課	76,518			令和7年度から 令和9年度まで	76,518					76,518	給食調理等業務 の委託

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

変更分

事 項	課 名	限度額		前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備 考
				期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源	
								国庫支出金	地 方 債	そ の 他		
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
令和6年度 総合療育センター費	子ども発達支援課	補正前	321			令和7年度から 令和9年度まで	321				321	
		補正	60,710			令和7年度から 令和9年度まで	60,710				60,710	<継続>院内保育業務(R7 ~R9)60,588千円 <新規>オンライン資格確認システムネットワーク機器メーカー保守委託(R7 ~R8)122千円
		補正後	61,031			令和7年度から 令和9年度まで	61,031				61,031	

<p>条例名等</p>	<p>鳥取県附属機関条例の一部を改正する等の条例</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 これまで鳥取県社会福祉審議会において調査審議していた児童福祉に関する事項等をより専門的に調査審議するため、鳥取県児童福祉審議会を新たに設置することに伴い、所要の規定の整備を行う。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 児童福祉法第 8 条第 1 項本文及び第 2 項に規定する事項、母子及び父子並びに寡婦福祉法第 7 条に規定する事項、母子保健法第 7 条に規定する事項並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 25 条に規定する事項を調査審議するため、鳥取県児童福祉審議会を新たに設置するとともに、鳥取県社会福祉審議会及び子育て王国とっとり会議の審議事項を見直す。</p> <p>(2) 鳥取県社会福祉審議会条例を廃止する。</p> <p>(3) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>(4) 施行期日等</p> <p>ア 施行期日は、令和 6 年 10 月 23 日とする。</p> <p>イ 次の条例について、所要の規定の整備を行う。</p> <p>(ア) 鳥取県児童福祉施設に関する条例</p> <p>(イ) 子育て王国とっとり条例</p> <p>(ウ) 鳥取県認定こども園に関する条例</p>

鳥取県附属機関条例の一部を改正する等の条例

(鳥取県附属機関条例の一部改正)

第1条 鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
鳥取県社会福祉審議会	社会福祉法(昭和26年法律第45号)第7条第1項に規定する事項	鳥取県社会福祉審議会	(1) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第7条第1項に規定する事項
			(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第1項本文及び第2項に規定する事項
			(3) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第7条に規定する事項
			(4) 母子保健法(昭和40年法律第141号)第7条に規定する事項
略		略	
鳥取県障害者介護給付費等不服審査会	(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第56条の5の5第1項の審査請求に関する事項	鳥取県障害者介護給付費等不服審査会	(2) 児童福祉法第56条の5の5第1項の審査請求に関する事項
略		略	
子育て王国とっとり会議	(2) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第4項各号に掲げる事項	子育て王国とっとり会議	(2) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第4項各号に掲げる事項
			(3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条に規定する事項
略		略	
鳥取県青少年問題協議会	鳥取県青少年問題協議会設置条例(昭和28年鳥取県条例第46号)第2条に規定する事項	鳥取県青少年問題協議会	鳥取県青少年問題協議会設置条例(昭和28年鳥取県条例第46号)第2条に規定する事項
鳥取県児童福	(1) 児童福祉法第8条第1項		

社審議会	本文及び第2項に規定する事項		
	(2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第7条に規定する事項		
	(3) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第7条に規定する事項		
	(4) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条に規定する事項		
略		略	

（鳥取県社会福祉審議会条例の廃止）

第2条 鳥取県社会福祉審議会条例（平成12年鳥取県条例第8号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年10月23日から施行する。

（鳥取県附属機関条例の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の鳥取県附属機関条例別表第1に掲げる鳥取県社会福祉審議会で調査審議していた事項（同表の鳥取県社会福祉審議会の項右欄第2号から第4号までに掲げるものに限る。）及び子育て王国とっとり会議で調査審議していた事項（同表の子育て王国とっとり会議の項右欄第3号に掲げるものに限る。）については、同条による改正後の鳥取県附属機関条例別表第1に掲げる鳥取県児童福祉審議会が引き継いで調査審議するものとする。

（鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正）

3 鳥取県児童福祉施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第79号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（水準の向上） 第6条 略 2 知事は、 <u>鳥取県児童福祉審議会</u> の意見を聴き、児童福祉施設の設備及び運営の向上を図るものとする。	（水準の向上） 第6条 略 2 知事は、 <u>鳥取県社会福祉審議会</u> の意見を聴き、児童福祉施設の設備及び運営の向上を図るものとする。

（子育て王国とっとり条例の一部改正）

4 子育て王国とっとり条例（平成26年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（子育て支援等推進計画） 第11条 略	（子育て支援等推進計画） 第11条 略

<p>2 知事は、子育て支援等推進計画を策定するときは、必要に応じて、子育て王国とっとり会議、<u>鳥取県青少年問題協議会及び鳥取県児童福祉審議会</u>の意見を聴くものとする。</p>	<p>2 知事は、子育て支援等推進計画を策定するときは、必要に応じて、子育て王国とっとり会議及び<u>鳥取県青少年問題協議会（鳥取県青少年問題協議会設置条例（昭和28年鳥取県条例第46号）第1条の規定により設置された鳥取県青少年問題協議会をいう。）</u>の意見を聴くものとする。</p>
---	--

(鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正)

- 5 鳥取県認定こども園に関する条例（平成26年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(水準の向上) 第5条 知事は、<u>鳥取県児童福祉審議会</u>の意見を聴き、認定こども園の設備及び運営の向上を図るものとする。</p> <p>(幼保連携型認定こども園に関する審議会) 第6条 認定こども園法第25条に規定する合議制の機関は、<u>鳥取県児童福祉審議会</u>とする。</p>	<p>(水準の向上) 第5条 知事は、<u>子育て王国とっとり会議（子育て王国とっとり条例（平成26年鳥取県条例第5号）第12条第1項に規定する子育て王国とっとり会議をいう。以下同じ。）</u>の意見を聴き、認定こども園の設備及び運営の向上を図るものとする。</p> <p>(幼保連携型認定こども園に関する審議会) 第6条 認定こども園法第25条に規定する合議制の機関は、<u>子育て王国とっとり会議</u>とする。</p>

<p>条例名等</p>	<p>鳥取県特定個人情報利用及び提供に関する条例及び鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由</p> <p>申請の際に提出する書類の削減等により県民の利便の向上を図るため、個人番号並びに本人確認情報及び附票本人確認情報を利用することができる事務を拡大する。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 鳥取県特定個人情報利用及び提供に関する条例の一部改正 個人番号を利用することができる事務に、不妊治療に要する費用の助成に関する事務を追加する。</p> <p>(2) 鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部改正 本人確認情報及び附票本人確認情報を利用することができる事務に、(1)の事務を追加する。</p> <p>(3) 施行期日は、公布の日とする。</p>

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例及び鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する
条例

(鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例(平成28年鳥取県条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1(第3条関係)		別表第1(第3条関係)	
略		略	
7 知事	私立の中学校への就学に要する費用の援助に関する事務であつて、規則で定めるもの	7 知事	私立の中学校への就学に要する費用の援助に関する事務であつて、規則で定めるもの
7の2 知事	不妊治療に要する費用の助成に関する事務であつて、規則で定めるもの		
略		略	

(鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部改正)

第2条 鳥取県住民基本台帳法施行条例(平成14年鳥取県条例第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(本人確認情報及び附票本人確認情報を利用することができる事務)	(本人確認情報及び附票本人確認情報を利用することができる事務)
第2条 法第30条の15第1項第2号及び第30条の44の6第1項第2号に規定する条例で定める事務は、次に掲げるものとする。	第2条 法第30条の15第1項第2号及び第30条の44の6第1項第2号に規定する条例で定める事務は、次に掲げるものとする。
(1)～(18) 略	(1)～(18) 略
(19) 鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例(平成28年鳥取県条例第9号。以下「 <u>個人情報番号条例</u> 」という。)別表第1の1の項から <u>7の2の項</u> までに掲げる事務	(19) 鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例(平成28年鳥取県条例第9号。以下「 <u>個人情報番号条例</u> 」という。)別表第1の1の項から <u>7の項</u> までに掲げる事務

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

<p>件名</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について (5) 子育て王国とっとり条例の一部を改正する条例（令和6年8月28日専決）</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由</p> <p>子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 子育て王国とっとり会議について定めた規定中引用する子どもの貧困対策の推進に関する法律の題名及び条項を改める。</p> <p>(2) 施行期日は、子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日とする。</p>

子育て王国とっとり条例の一部を改正する条例

子育て王国とっとり条例（平成26年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(子育て王国とっとり会議)</p> <p>第12条 次に掲げる事務を行わせるため、子育て王国とっとり会議を設置する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律</u>（平成25年法律第64号）<u>第10条第1項</u>に規定する計画について知事に意見を述べること。</p> <p>(3) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(子育て王国とっとり会議)</p> <p>第12条 次に掲げる事務を行わせるため、子育て王国とっとり会議を設置する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>子どもの貧困対策の推進に関する法律</u>（平成25年法律第64号）<u>第9条第1項</u>に規定する計画について知事に意見を述べること。</p> <p>(3) 略</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この条例は、子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第68号）の施行の日から施行する。

件名	公立大学法人公立鳥取環境大学の業務の実績に関する評価について																												
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第58号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第78条の2第5項の規定に基づき、公立大学法人公立鳥取環境大学評価委員会から、公立大学法人公立鳥取環境大学の令和5年度における業務の実績及び第2期中期目標の期間における業務の実績に関する評価の報告があったので、同条第6項の規定により、これを本議会上に報告する。</p> <p>2 公立大学法人公立鳥取環境大学の令和5年度における業務の実績に関する評価概要</p> <p>(1) 全体評価</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 50px;">A</td> <td>※S（年度計画を十二分に達成）、A（年度計画を十分に達成）、 B（年度計画を概ね達成）、C（年度計画はやや未達成）、 D（年度計画は未達成）の5段階評価</td> </tr> </table> <p>(2) 大項目別評価</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">大項目別</th> <th style="width: 20%;">評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大学の教育等の質の向上に関する事項</td> <td style="text-align: center;">A</td> </tr> <tr> <td>業務運営の改善及び効率化に関する事項</td> <td style="text-align: center;">B</td> </tr> <tr> <td>安定的な経営確保・財務内容の改善に関する事項</td> <td style="text-align: center;">A</td> </tr> <tr> <td>点検・評価・情報公開に関する事項</td> <td style="text-align: center;">A</td> </tr> <tr> <td>その他業務運営に関する事項</td> <td style="text-align: center;">B</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 評価のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和3年度入学生から適用した副専攻制度を着実に運営するとともに、データサイエンス教育を推進する組織として「AI・数理・データサイエンス教育研究センター」を設置し、大学教育の質の向上に向けて積極的に取り組んだ。 ○授業や国際交流、イベント開催等において、オンラインと対面を効果的に組み合わせ、学生の利便性と教育効果の向上に取り組んだ。 ○令和4年度に新設した戦略会議において、法人及び大学における現状把握と課題認識を行い、将来を見据えた重点課題を設定し、具体策の検討に取り組んだ。 <p><取り組むべき主な課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ○県内関係機関と連携して就職活動支援を実施し、県内就職率の向上に努めること。（R5 県内就職率 19.1%）（中期目標 30%） ○大学組織として資格取得をサポートする仕組みや体制について検討すること。 ○県内高校への働きかけや情報発信を強化し、県内入学率の向上に努めること。（R6 県内入学率 21.2%）（次期中期目標 30%） <p>3 第2期中期目標の期間における業務の実績に関する評価概要</p> <p>(1) 全体評価</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 50px;">A</td> <td>※S（中期目標を十二分に達成）、A（中期目標を十分に達成）、 B（中期目標を概ね達成）、C（中期目標はやや未達成）、 D（中期目標は未達成）の5段階評価</td> </tr> </table> <p>(2) 大項目別評価</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">大項目別</th> <th style="width: 20%;">評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大学の教育等の質の向上に関する事項</td> <td style="text-align: center;">A</td> </tr> <tr> <td>業務運営の改善及び効率化に関する事項</td> <td style="text-align: center;">A</td> </tr> <tr> <td>安定的な経営確保・財務内容の改善に関する事項</td> <td style="text-align: center;">A</td> </tr> <tr> <td>点検・評価・情報公開に関する事項</td> <td style="text-align: center;">A</td> </tr> <tr> <td>その他業務運営に関する事項</td> <td style="text-align: center;">B</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 評価のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和3年度の入学定員増に併せて導入した県内向けの推薦型選抜や高等学校等関係機関への働きかけの強化等により定員を充足し、安定的な大学経営を行った。 ○地域の脱炭素推進に貢献することを目指し、環境省の脱炭素先行地域の採択を受け、CO2 排出量及びエネルギー消費量の削減に取り組んだ。 ○コロナ禍において、危機対策本部会議を設置して教育研究活動について適時の判断を行うとともに、授業やイベントをオンラインを活用し、工夫して実施した。 <p><取り組むべき主な課題等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○少子化や東京一極集中が進む中、SDGs や脱炭素化、データサイエンス教育など特色ある取組を推進し、大学の魅力づくりや情報発信に取り組むこと。 ○県東部地区で行っている企業と大学教員、学生による環境分野の産学連携の取組を全県に展開すること。 	A	※S（年度計画を十二分に達成）、A（年度計画を十分に達成）、 B（年度計画を概ね達成）、C（年度計画はやや未達成）、 D（年度計画は未達成）の5段階評価	大項目別	評価	大学の教育等の質の向上に関する事項	A	業務運営の改善及び効率化に関する事項	B	安定的な経営確保・財務内容の改善に関する事項	A	点検・評価・情報公開に関する事項	A	その他業務運営に関する事項	B	A	※S（中期目標を十二分に達成）、A（中期目標を十分に達成）、 B（中期目標を概ね達成）、C（中期目標はやや未達成）、 D（中期目標は未達成）の5段階評価	大項目別	評価	大学の教育等の質の向上に関する事項	A	業務運営の改善及び効率化に関する事項	A	安定的な経営確保・財務内容の改善に関する事項	A	点検・評価・情報公開に関する事項	A	その他業務運営に関する事項	B
A	※S（年度計画を十二分に達成）、A（年度計画を十分に達成）、 B（年度計画を概ね達成）、C（年度計画はやや未達成）、 D（年度計画は未達成）の5段階評価																												
大項目別	評価																												
大学の教育等の質の向上に関する事項	A																												
業務運営の改善及び効率化に関する事項	B																												
安定的な経営確保・財務内容の改善に関する事項	A																												
点検・評価・情報公開に関する事項	A																												
その他業務運営に関する事項	B																												
A	※S（中期目標を十二分に達成）、A（中期目標を十分に達成）、 B（中期目標を概ね達成）、C（中期目標はやや未達成）、 D（中期目標は未達成）の5段階評価																												
大項目別	評価																												
大学の教育等の質の向上に関する事項	A																												
業務運営の改善及び効率化に関する事項	A																												
安定的な経営確保・財務内容の改善に関する事項	A																												
点検・評価・情報公開に関する事項	A																												
その他業務運営に関する事項	B																												

長期継続契約の締結状況について

[新規契約]

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	子ども家庭部子ども発達支援課	物品 保守	ノートパソコン	1台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	190,137	令和6年7月8日 ～令和7年4月30日	鳥取県子ども家庭部子ども発達支援課
2	西部総合事務所	物品 保守	ノートパソコン	3台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	572,921	令和6年7月4日 ～令和7年4月30日	鳥取県米子児童相談所
3	西部総合事務所	物品	電話交換機 電源装置 電話機 PHS	1台 1台 14台 4台	米子市両三柳5031 株式会社衣笠商会 米子支店	1,762,200	令和6年7月11日 ～令和11年8月31日	鳥取県米子児童相談所